

令和 2 年 度

財政援助団体等監査報告書

【 一般社団法人宗像観光協会 】

宗 像 市 監 査 委 員

2宗監第212号
令和3年2月25日

宗像市長 伊豆美沙子様
宗像市議会議長 神谷建一様

宗像市監査委員 佐藤光俊

財政援助団体等の監査結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を提出する。

監査の概要

1 監査の対象団体及び所管部局

所管部局	対象団体
産業振興部商工観光課	一般社団法人宗像観光協会

2 監査の範囲

監査の範囲は、次のとおりである。

対象年度	対象内容	金額
令和元年度	宗像観光協会補助金	9,538,000円
	宿泊客誘致促進事業助成金	974,500円

3 監査の着眼点

【 所管部局関係 】

(1) 財政援助団体監査

- ア 補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金等の交付目的及び補助金等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金等に関する条件の内容は明確か。
- エ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- オ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- カ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- キ 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

【 団体関係 】

(1) 財政援助団体監査

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- イ 補助金等交付申請書の提出、補助金等の請求及び受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。

- キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- ク 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。
- ケ 会則、規則、規程等は整備されているか。

4 監査の実施

- (1) 令和2年9月17日
市長及び団体へ監査を実施する旨の通知及び監査項目に対応する書類の提出依頼
- (2) 令和2年10月6日～同年11月18日
提出された書類の審査
- (3) 令和2年11月10日
所管部局の意見聴取
- (4) 令和2年11月19日
団体の実地監査
- (5) 令和2年12月25日
所管部局への講評

5 監査委員の除斥

地方自治法第199条の2に該当するため、小林栄二監査委員は本件から除斥。

監査の結果等

1 一般社団法人宗像観光協会の概要

【 団体の概要 】

所在地	宗像市江口1172
代表者	代表理事 小林 正勝

【 設立の沿革 】

- 平成16年4月 旧宗像市観光協会と旧玄海町観光協会が合併し、宗像観光協会設立
- 平成19年7月 有限責任中間法人化
- 平成21年6月 一般社団法人化

【 設立目的 】

宗像市における観光振興に寄与すること

【 事業内容 】

- (1) 地域振興の促進及び支援

- (2) 観光資源の開発及び保存
- (3) 観光施設の利用促進
- (4) 観光情報の収集及び提供
- (5) 観光行事の推進及び支援
- (6) 特産品の開発及び販売促進
- (7) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

【 補助金の概要 】

・ 事業名	宗像観光協会補助金		
・ 目的	宗像市の観光振興はじめ地域産業の振興		
・ 対象内容	職員の賃金等、事務経費及び観光振興事業費		
・ 交付開始年度	平成16年度		
・ 交付実績	平成28年度	9,538,000円	
	平成29年度	9,538,000円	
	平成30年度	9,538,000円	
	令和元年度	9,538,000円	
・ 事業名	宿泊客誘致促進事業助成金		
・ 目的	宿泊客を誘致することにより、市内の産業振興を図るため。		
・ 対象内容	市内宿泊施設への宿泊を伴う募集型企画旅行を企画し実施した旅行会社に対して、当該旅行の参加者数に応じて観光協会が補助する補助金を対象とするもの。		
・ 交付開始年度	平成26年度		
・ 交付実績	平成28年度	1,052,000円	
	平成29年度	1,677,000円	
	平成30年度	838,500円	
	令和元年度	974,500円	

2 監査の結果

提出された書類に基づいて監査を実施した結果、一般社団法人宗像観光協会への財政援助に関する事務事業の執行は、法令、条例に基づき、おおむね適正に行われている。しかしながら、その一部について、次のとおり改善を要する事項が認められるので、適正な事務処理を心がけられたい。

また、所管部局である商工観光課は、団体に対する指導及び助言を適切に行いながら改善措置を講じられたい。

【 産業振興部商工観光課 】

- (1) 宗像観光協会補助金及び宿泊客誘致促進事業助成金にかかる共通事項
 - ①補助金の適正化に向けた取り組みについて

宗像市補助金等適正化に向けたガイドライン（以下「ガイドライン」という。）において、補助金等には、貴重な税金が投入されていることから、補助の目的や要件等を明確にするため、補助要綱等の整備により透明性の確保をすることが重点方針として定められている。しかし、本補助金にかかる補助要綱等は整備されておらず、補助の目的や要件等が明確になっていないので、補助要綱等を作成し、明確にされたい。

（２）宗像観光協会補助金について

①補助金交付の申請及び交付の決定、並びに実績報告及び額の確定に関する事蹟について

ア 宗像市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第5条第1項において、補助金等の交付の申請があったときは、補助事業等の内容が適正であるかどうか等を調査し、交付の決定をすると規定している。また、規則第14条において、実績報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、交付すべき補助金等の額を確定すると規定されている。しかし、本補助金の交付申請書に添付されている事業計画及び予算書、並びに事蹟報告書に添付されている事業報告及び決算書は、当該団体の一般会計等に関するものであり、補助対象事業のみの経費を判別することができない。そのため、補助金の交付決定及び額の確定にかかる調査を適正に実施したとは言えないので、適正に事務処理されたい。

イ 本補助金の実績報告及び額の確定にかかる資料において、補助対象経費の内訳数値が異なる資料が見受けられるので、適正な事務処理を指導されたい。

ウ 本補助金は、令和元年度の宗像市一般会計予算から支出されており、地方自治法第208条第1項で規定する会計年度独立の原則に基づき、補助金交付にかかる一連の手続き等を令和元年度の会計年度中に行わなければならない。しかし、補助金の額の確定及び概算払いの精算を令和元年度の会計年度中に行っていないので、適正に事務処理されたい。

【 一般社団法人宗像観光協会 】

（１）宗像観光協会補助金について

①補助金交付の申請及び実績報告に関する事蹟について

本補助金の交付申請書に添付されている事業計画書及び予算書は、当該団体の一般会計等に関するものであり、補助対象事業のみの経費を判別することができない。同様に、実績報告書に添付されている事業報告書及び決算書についても、当該団体の一般会計等に関するものであり、補助対象事業のみの経費を判別することができない。補助金の交付手続きに係る書類については、補助対象となる事業及び経費を

明確に判別できる資料を提出されたい。

②補助対象経費について

会計年度の区分誤りや補助対象外と思われる支出が見受けられるので、補助金の算出根拠となる資料を提出し、補助対象経費について所管課と十分に協議されたい。

③事業計画及び予算の変更について

交付申請から実績報告までの間に、観光プラットフォーム事業の一部が一般会計に組み込まれ、予算が大幅に増額されている。交付決定後に補助対象の範囲等の重要な事項に変更が生じる場合は、所管課と協議されたい。

(2) 宿泊客誘致促進事業助成金について

①本助成金の根拠となる補助事業の手続きについて

ア 旅行社から申請書が提出されてから交付決定までに5か月以上の時間を要し、交付を決定する前に旅行社から実績報告書が提出されている事蹟が見受けられるので、適正に事務処理されたい。

イ 旅行社から提出された実績報告書と添付資料の内容が一致しないものがあり、誤った内容を基にして確定通知書を作成している事蹟が見受けられるので、適正に事務処理されたい。